

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 平野 方紹

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

○問題認識の所在

・障害者施策の動向は、平成15年に支援費制度が施行されてから、わずか10年の短い間に、〈措置制度→支援費制度→自立支援法→障がい者総合福祉法〉とめまぐるしく変化しており、行政も施設・事業者もその対応に追われて疲弊しており、利用者である障害者や保護者も制度変更により振り回されて、何がなんだか分からなくなっているのが現状です。この間の制度はどれも3年程度で改廃となっており、先行きの展望が持てないばかりでなく、制度や政策そのものへの信頼性が揺らいであることから、長期的な安定性をもった信頼出来る制度として、信頼を得られるものにしなければならないと考えています。

・支援費制度では、施設体系や在宅サービスメニューの全面見直しではなく、基本的には従来の体系やメニューを踏襲したので問題が顕在化しませんでした。障がい者自立支援法では、施設体系やサービスメニューが全面見直しとなったことから、現場での混乱は大変なものでした。ここでまた、施設や事業者の経営を大きく転換するようなことがあれば、施設や事業者の混乱は必至であり、こうした不安定な状況が続けば、施設や事業者が業界から離脱することにもなり、ただでさえ、サービス供給不足となっている事態を一層深刻化させることともなります。

施設や事業者が無理なく事業を継続出来る、新たな事業者の参入にインセンティブが働くようなものにすることが求められます。

○障がい者総合福祉法制定までの当面必要な対策

・何よりも大事なことは、制度・施策への信頼を取り戻すことです。そのためには、新たな法制度の枠組みや方向性を早めに示すことです。また、一気に平成25年8月に制度・施策を一変させると言うことではなく、25年8月を起点にして実行可能なところから順次改正していゆくような着実な取り組みが求められ、その為にも実行可能な制度改正のロードマップを提示することだと思います。

・自立支援法廃止の大きな理由に利用者負担が過度であったことがあります。2010年度から低所得者については、利用者負担が0となりましたが、施設やグループホーム・ケアホームの食費・光水熱費、住宅費の負担はそのままとなっています。支援費制度から自立支援法になったの負担像は在宅では定率負担分の影響が大きいのですが、施設やグループホーム等では食費等の経費に負担の増加が重くのしかかっています。理論的には年金等の所得保障が充実すればいいのですが、現実には早々に実現出来ないことを考えれば、この面での負担軽減を考える必要があると考えます。

・新しい法制度に移行するにあたって看過できないのは、深刻なサービス供給の不足です。入所施設も通所施設も膨大な待機者を抱えていますし、在宅サービス事業所では、採算が取れないとして事業所の閉鎖、障害領域から撤退するところも少なくありません。特に、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援と言った重度障害者対策の事業が縮小しており、これは施設利用者の地域移行を送らせる要因の一つともなっています。

報酬の引き上げなどによる経営環境の改善、職員配置基準の引き上げによる魅力ある職場づくり・従事者の増加といった対策をとらなければ、新法ができては絵餅に陥ることも考えられます。

・特に重視すべきは、グループホーム・ケアホームで、この数的・質的向上が弱いことが地域移行を送らせているともいえます。自立支援法によりグループホームは、経営的に成り立たなくなり、ケアホームも事実上利用者を選別して、採算の取れる(手のかからない)利用者を確認してなんとかやっている状況です。また、利用者からすれば、授産工賃もわずかで年金額も低い状況で、食費・光水熱費(管理費)・家賃を支払っており経済的には厳しい状況です。グループホーム・ケアホームの職員配置基準の引き上げ、報酬の引き上げ、利用者への住宅手当支給、ホー

ムでのヘルパー利用の承認などの抜本的な改善が必要と考えます。

- ・訓練等給付では、就労継続支援の対象者は基本的には就労移行支援の修了者となっていますが、これは現在の障害者の実状や就労継続支援の利用者の実状やニーズに合致していません。給付要件の緩和が求められます。

- ・自立支援法は障害程度区分が利用出来るサービスのメニューと量を事実上決めるシステムになっています。

しかし、介護保険の要介護認定をベースとした現在の障害程度区分は、障害者の実状やニーズに合致していないことが各方面から指摘されています。早急にこの障害程度区分を廃止して、とりあえず昨年度の自立支援法改正案でしめされた「障害支援区分」を採用し、改善を図るべきと考えます。